



熊労発基 0715 第 4 号  
令和 7 年 7 月 15 日

熊本地方最低賃金審議会  
会 長 倉 田 賀 世 殿

熊本労働局長 金谷 雅也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、熊本県最低賃金（昭和 55 年熊本労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）」に配慮した、貴会の調査審議を求める。